

第 2 回

秋田市農業委員会総会議事録

令和 5 年 2 月 16 日 開 会
即 日 閉 会

秋 田 市 農 業 委 員 会

第2回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年2月16日(木) 午後2時から午後2時47分まで
- 2 開催場所 秋田市職員研修棟第1・2研修室
- 3 委員定数 19人
- 4 出席農業委員 18人

1番 佐々木 英 久	2番 武 藤 真 作
3番 関 正 美	4番 鈴 木 昇
5番 星 容 子	6番 相 場 堅 一
7番 佐々木 繁 明	8番 安 田 友 一
9番 白 岩 勝	10番 柴 田 ますみ
11番 鎌 田 悦 雄	12番 佐々木 和 昭
13番 齊 藤 善 彦	14番 藤 田 修
15番 加 藤 淳	16番 三 浦 宏 和
17番 伊 藤 洋 文	18番 佐々木 吉 秋
- 5 欠席農業委員
19番 加賀屋 慎 一
- 6 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 会期決定
 - 第3 会務報告
 - 第4 議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
 - 第5 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件
 - 第6 議案第6号 農用地利用集積計画(令和4年度第11号)に関する件
- 7 事務局職員

事務局長 小山田 邦 子	参 事 加 藤 康 則
副参事 伊 藤 弘	副参事 住 谷 真 人
主席主査 稲 葉 隆	主席主査 中 村 至
主 査 幸 野 善 寿	主 査 鈴 木 百 孝
主 査 岡 部 洋 介	主 任 廣 嶋 孝 祐
技 師 小 林 素 子	
- 8 書 記
主席主査 中 村 至
- 9 議事録署名委員
12番 佐々木 和 昭
13番 齊 藤 善 彦

10 議 事

事務局 (加藤参事)	<p>それでは、ただ今から、令和5年第2回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>なお、欠席の届出がありましたのでご報告いたします。19番加賀屋慎一委員1名でございます。委員定数19名中、18名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日は、傍聴人として2名の方がいらっしゃっています。</p> <p>今回も、新型コロナウイルス感染リスク軽減のため、総会での報告・説明等は簡潔にして会議時間の短縮を図りますとともに、マスク着用や、定期的な換気の実施等につきまして、ご理解とご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、会長より、ごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。</p>
佐々木吉秋会長	<p>【会長あいさつ】</p>
議長	<p>それでは、第2回農業委員会総会の議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。</p> <p>はじめに、日程第1の「議事録署名委員の指名」でございますが、慣例で議席順に指名しておりますので、私の方から指名してご異議ございませんか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
議長	<p>「異議なし」の声がございますので、12番佐々木和昭委員と13番齊藤善彦委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期決定の件でございますが、これも慣例に従いまして、私の方から申し上げますので、これにご了承願います。会期は1日間とし、午後4時までといたします。</p> <p>それでは、日程第3の会務報告に入らせていただきます。</p> <p>はじめに、会務報告1の「農地利用最適化区域部会」につきまして、第1区域部会から第5区域部会まで、順番に報告をお願いします。</p>
9番白岩勝委員	<p>【第1区域部会の報告】</p>
1番佐々木英久委員	<p>【第2区域部会の報告】</p>
2番武藤真作委員	<p>【第3区域部会の報告】</p>
7番佐々木繁明委員	<p>【第4区域部会の報告】</p>
13番齊藤善彦委員	<p>【第5区域部会の報告】</p>
議長	<p>次に、会務報告2の「令和4年度農業者年金加入推進研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (稲葉主席主査)	<p>【会務報告2の報告】</p>

議 長	次に、会務報告3の「一般社団法人秋田県農業会議第82回常設審議委員会」につきましては、私が報告します。
	【会務報告3の報告】
	次に、会務報告4の「令和4年度北海道・東北ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」につきましては、5番星容子委員から報告をお願いします。
5番星容子委員	【会務報告4報告】
議 長	次に、会務報告5の「令和4年度秋田市議会農林議員の会研修会」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (中村主席主査)	【会務報告5の報告】
議 長	次に、会務報告6の「令和4年度秋田市農業大賞表彰式」につきましては、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (伊藤副参事)	【会務報告6の報告】
議 長	次に、会務報告7の「自由民主党県選出国會議員との懇談会」につきましては、私が口頭で報告します。
	【会務報告7の報告】
	次に、会務報告8の「農地法第3条の3の規定による届出」から会務報告13の「現況地目照会に係る回答について」までの6件について、事務局から報告をお願いします。
事 務 局 (住谷副参事)	【会務報告8から13までの報告】
議 長	以上で会務報告の説明が終わりました。 ただ今の会務報告につきまして、ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議 長	2番、武藤真作委員どうぞ。
2番武藤真作委員	2番武藤です。会務報告5の秋田市議会農林議員の会研修会について、私が思ったことを伝えさせていただきます。関係機関出席者を見ますと市議会議員の出席者が12名となっています。これに対して農業委員は19名中18名が出席しています。農林議員の会に所属する市議会議員は、おそらく30名を超えるのではないかと思います。出席者がわずか12名であるため、

2 番武藤真作委員	私は非常に残念な思いであります。こういった会を開催するならば、もう少し議員の出席について考慮できないものかと思えます。何かの機会がありましたら、こういった意見があったことを議会事務局に伝えていただければありがたいと思えます。以上です。
議 長	はい、ありがとうございました。他にありませんか。
一 同	なし。
議 長	ご質問がないようですので、次に、日程第4の議案に入らせていただきます。 はじめに日程第4、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事 務 局 (稲葉主席主査)	議案書1ページの2件について説明いたします。 番号1。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 父から子への贈与であります。申請地に仮登記が設定されていることから、農地法第3条で取り扱うものです。 なお、仮登記が設定されていない筆については、本総会の日程第6、議案第6号、農用地利用集積計画に関する件（所有権移転）の番号1でご審議いただきます。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は年間170日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 下限面積について、譲受後の経営面積は、13,349平方メートルであることから、要件を満たしています。 次に番号2。譲受人は、 XXXXXXXXXX 。譲渡人は、 XXXXXXXXXX 。土地の所在、地目、面積、理由は記載のとおりです。 譲渡人は高齢により経営縮小を進めており、経営面積の拡大を考えていた譲受人と売買を行うこととなったものです。 農地法第3条の許可要件のうち、全部効率利用について、譲受人は農業機械一式を所有し、農業技術も問題ないと考えられます。 農作業常時従事について、譲受人は社員3名全員が年間150日農作業に従事していることから、常時従事者として認められます。 下限面積について、譲受後の経営面積は、6,947平方メートルであることから、要件を満たしています。 これら2件とも、地域との調和要件について譲受人への権利移転による周辺農地の利用に及ぼす影響は特段ないものと思われれます。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可要件を満たしていると考えます。 なお、番号1については、今回現地調査に同行した熊谷裕幸推進委員と加賀屋慎一委員から、特に問題のない旨報告を受けております。説明は以上です。
議 長	それではここで現地調査の報告ですが、案件1番については、今、事務

議	長	局から報告があったとおりです。 次に、案件2番について現地調査を行った鎌田重憲推進委員から報告を受けた1番佐々木英久委員から報告をお願いします。
1番佐々木英久委員		はい、1番佐々木です。鎌田推進委員から連絡があり、事務局立合いのもと現地を確認したところ、何ら問題がなかったとのことでしたので、よろしくご審議をお願いします。
議	長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
一	同	なし。
議	長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	「異議なし」の声がありましたので、日程第4、議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件、2件を原案のとおり許可することに決定いたします。 次に、日程第5、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を上程します。 事務局から説明をお願いします。
事務局 (岡部主査)		それでは、議案書の2ページをご覧ください。 番号1です。申請人は[REDACTED]。施設の概要は出荷調製施設、駐車場への永年転用。権利の種類等は議案書に記載のとおりです。 次に、農地転用許可申請説明資料の1ページおよび2ページをご覧ください。申請地は位置図に記載のとおりです。 転用事業計画については、転用事業者は、基盤整備事業を機に農事組合法人を設立し、出荷調製施設が必要となったため、経営する農地と隣接し、市道に面した当該地を選定、転用しようとするものです。 立地基準については、農地位置は市街化調整区域で農業振興地域内の農地区分は農用地区域内農地。 一般基準については、転用事業に必要な資力および信用のうち、資金計画は借入資金、自己資金。申請適格等は適合。工事着工および完了の期間は、許可日から令和5年5月15日まで。他法令による許認可の処分については農業振興地域の整備に関する法律における農業振興地域内農用地区域の用途変更済。土地改良区等からの意見書は仁井田堰土地改良区から差し支えないとなっております。被害防除について、排水計画は雨水は自然流下とします。説明は以上です。
議	長	それではここで、現地調査を行った堀井喜一推進委員から報告を受けた6番相場堅一委員から報告をお願いします。

6番相場堅一委員	はい、6番相場です。1月30日に堀井喜一推進委員から連絡があり、何ら問題がないとのことでした。私も現地を確認し、何ら問題がありませんでしたので、よろしくご審議をお願いします。
議長	それでは、質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。
2番武藤真作委員	はい、議長。
議長	2番、武藤委員どうぞ。
2番武藤真作委員	はい、2番武藤です。出荷調整施設となっておりますが、これは野菜の調整施設と考えてよろしいのでしょうか。近くにカントリーがあるので、米ではないと思いますが、念のために質問させていただきます。
議長	事務局、お願いします。
事務局 (岡部主査)	今回申請地に隣接する土地において、ビニールハウス3棟を建て、野菜を栽培する予定となっております。そこで収穫される春菊、小玉すいか、ホウレンソウなどを施設で出荷調整すると聞いています。
議長	武藤委員、よろしいですか。
2番武藤真作委員	はい。
議長	他にご質問はありませんか。
一同	なし。
議長	ご質問等がないようですので、採決に入ります。 今回は、県農業会議への諮問の必要がない案件です。 農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することにご異議ございませんか。
一同	異議なし。
議長	「異議なし」の声がありましたので、日程第5、議案第5号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件、1件を許可することに決定いたします。 次に、日程第6、議案第6号、農用地利用集積計画（令和4年度第11号）に関する件を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣嶋主任)	はじめに、所有権移転について説明いたします。議案書は4ページから8ページまでです。 番号1。買い手は■■■■。売り手は■■■■。耕作面積、耕作者数、土地の所在、地目、面積等は、議案書に記載のとおりです。

事務局 (廣嶋主任)	<p>これを含む合計6件のうち、贈与が4件、売買が2件です。 続きまして、利用権設定について説明いたします。議案書は9ページから142ページまでです。 番号1。借り手は■■■■。貸し手は■■■■。土地の所在、地目、面積、10アール当たりの賃借料、契約期間は、議案書に記載のとおりです。 このほか、合計77件のうち議案書20ページ以降の57件は、農地中間管理事業による利用権設定です。 以上、令和4年度第11号に関する案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、農用地利用集積計画について質疑を行います。 ご質問、ご意見がある方はお願いいたします。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>16番、三浦委員どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>16番三浦です。利用権設定一農地中間管理事業の受け手である雄和の■■■■は今回初めて権利設定を行うようですが、耕作者数欄を見ると「1(1)」となっています。100ページの57番の貸し手の住所から、この貸し手が法人の耕作者欄の「1(1)」と同一人物であると推測できますが、かなりの高齢の方であるため、心配です。 我々農業委員会も法人化を進めてまいりましたが、ただ法人化すればいいのではなく、法人化した後のランニングについても責任をもって見守る必要があるのではないかと思います。 そこで、■■■■の事情等について事務局で把握していれば、教えていただけないでしょうか。</p>
議長	<p>事務局、お願いします。</p>
事務局 (廣嶋主任)	<p>はい、■■■■は、ご指摘のとおり■■■■さんお一人が法人の役員として登録されています。</p>
事務局 (住谷副参事)	<p>この方は、■■■■の法人の役員かつ農地の貸し手ではありますが、耕作者の中心はご家族となります。私も「1(1)」が気になったため、営農に支障がないか確認したところ、かなりの人数を臨時に雇用するとも聞いていますので、問題ないと思われまます。あくまでも常時従事する法人役員が「1(1)」ということです。</p>
16番三浦宏和委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>三浦委員、どうぞ。</p>
16番三浦宏和委員	<p>先月農業者年金の説明会がありましたが、法人に雇用されると厚生年金に加入することになり、農業者年金に加入できなくなります。労働力をコストとみるとそれでいいのかもしれませんが、次世代を担ってもらうための人材だと考えると、その人に対する投資は必要です。農業委員会としても法人を作りっぱなしではなくて、みんなで意見を出し合い、このように</p>

16番三浦宏和委員	法人経営をやってほしいという一つの方向性を提示できないものかとの思いがあり、意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。
議 長	はい、ありがとうございました。 他にご質問、ご意見はありませんか。
一 同	なし。
議 長	他にないようですので、採決に入ります。 はじめに、所有権移転について採決いたします。 こちらは、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件4番の1件について採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
議 長	【■■■■番 ■■■■委員退席】
議 長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の案件4番の1件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、案件4番の1件について、原案のとおり決定することにいたします。 ■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。
議 長	【■■■■番 ■■■■委員着席】
議 長	次に、議事参与案件であった、4番の1件を除いた1番から6番の案件につきまして、一括して採決を行います。 これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一 同	異議なし。
議 長	「異議なし」の声がありましたので、4番の1件を除いた1番から6番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。 次に、利用権設定について採決いたします。 こちら、議事参与案件がございますので、先に議事参与案件から採決を行います。 それでは、はじめに案件12番から14番までの3件について採決を行います。 ■■■■番の■■■■委員の退席をお願いします。
議 長	【■■■■番 ■■■■委員退席】
議 長	それでは、農用地利用集積計画、利用権設定の12番から14番までの3件

議	長	について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、案件12番から14番までの3件について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>■■■■番の■■■■委員の着席をお願いします。</p> <p>【■■■■番 ■■■■委員着席】</p>
議	長	<p>次に、議事参与案件であった、12番から14番までの3件を除いた1番から77番の案件につきまして、一括して採決を行います。</p> <p>これらの案件につきまして、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
一	同	異議なし。
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、12番から14番までの3件を除いた1番から77番の案件につきまして、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>以上により、日程第6、議案第6号、農用地利用集積計画（令和4年度第11号）に関する件は、全て原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>これをもちまして、議案審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（午後2時47分終了）</p>